

**割賦販売小委員会報告書
(平成27年7月3日)
を踏まえた対応について
【報告】**

平成28年4月21日
経済産業省

クレジット取引セキュリティ対策協議会「実行計画」推進のための 国際ブランドの協力について

国際ブランド各社と意見交換を実施し、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「実行計画」の円滑な実施を推進するため、以下のとおり、我が国のセキュリティ対策の強化に向けた協力を行うことについて合意した。（平成28年4月12日）

- IC取引に関するオペレーションルール（店頭でのPINレスルール等）の策定に関し、日本の小売の現場の実情等を踏まえて国際ブランドルールの柔軟な運用を認める等、必要な協力を行うこと。
- 加盟店のIC対応決済端末の国際ブランドによる実装テストについて、テスト内容の明確化・簡略化等に向けて、クレジット取引セキュリティ対策協議会との調整を行うこと。
- 諸外国のクレジットカード取引における不正使用被害の動向、不正使用対策のための最新の技術動向等について、関係事業者への情報提供を行うとともに、IC対応など先行的な取組を行う加盟店に関する情報発信（見える化）に協力すること。
- その他、「実行計画」に基づく具体的な取組を推進する観点から、（一社）日本クレジット協会、クレジットカード会社及び加盟店等関係業界へ必要な協力を行うこと。

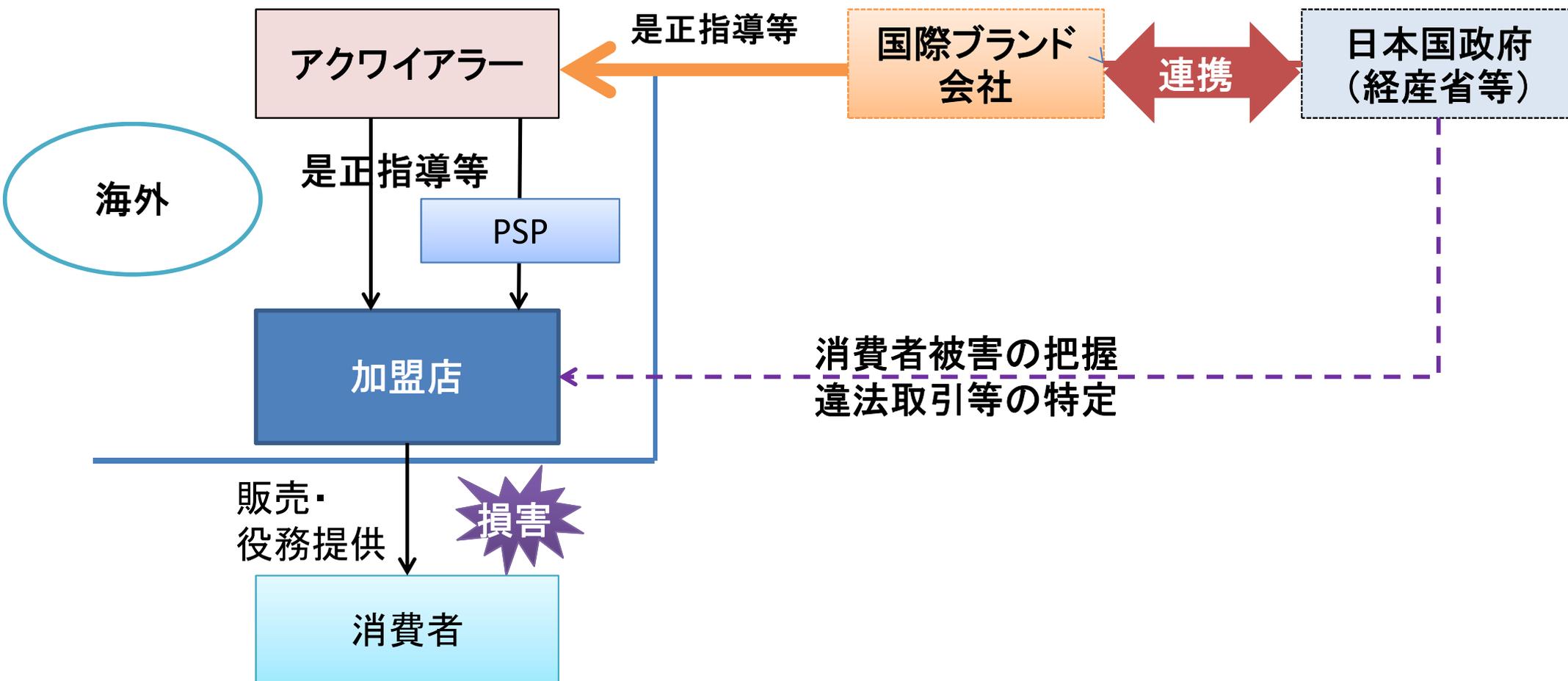
（参考）「割賦販売小委員会報告書（2015.7）」における記載（P.23）

2. クレジットカード不正使用対策について

（略）効果的な不正使用対策には、各加盟店の属性等を踏まえ、多面的・重層的な対策が必要となると考えられる。（中略）まずはクレジット取引セキュリティ対策協議会における具体的・実効的な取組を推進することが適切である。

悪質加盟店排除のための国際ブランドとの連携について

違法取引等により日本の消費者に対して著しい損害を与える国内外のカード加盟店等を排除するため、国際ブランドと経済産業省の連携により、こうした**悪質加盟店等と契約している海外アクワイアラーへの是正指導等の必要な対応**を行っていくことについて合意した(4月12日)



(参考)「割賦販売小委員会報告書(2015.7)」における記載(P.19)

2. 国際ブランドについて

主に海外アクワイアラー経由の取引について、海外アクワイアラー・加盟店の是正等の実務的な協力を求める。

制度的な措置については、国際ブランドが、クレジットカード取引スキーム、とりわけイシューアラーとアクワイアラー等の連携に重要な主体であることに留意し、更なる実態把握を実施した上で、将来の検討課題とする。

悪質加盟店排除に向けた国民生活センターとの連携について

国民生活センターの苦情情報（PIO-NET）を、割賦販売法に規定されている加盟店調査、苦情対応調査のための端緒情報として活用することで、問題のある加盟店に対する是正・排除を早期に行い、消費者の利益の保護、安全・安心なクレジット取引の実現を図る。

クレジット会社

日本クレジット協会

経済産業省

国民生活センター

苦情データの活用

⑥データ受取・管理

④クレジット会社への提供データの作成

⑤データの送信

①情報提供依頼
(3ヶ月毎)

※クレジット取引に関する苦情情報

③データの確認・送信

②データの作成・提供

※経済産業省はPIO-NET情報の適切な利用及び管理等について、日本クレジット協会及びクレジット事業者に対する監督・指導等を行う。

(参考)「割賦販売小委員会報告書(2015.7)」における記載(P.19)

(5) 定量的な相談・苦情情報の活用に向けた事項

- ・ 加盟店の調査において、独立行政法人国民生活センターが収集している相談・苦情情報の有効活用等を推進するため、制度的・実務的な課題を検討し、必要に応じて措置を講ずる。

消費者に対する情報発信（リボルビング払いに関する広報・啓発）

- リボルビング払いはカード取扱高の約7%を占めるまでに成長する一方、消費者相談も増加傾向にある。
- そのため、平成27年2月、当省から日本クレジット協会に対して、リボルビング払いの仕組みや注意点等について、消費者へより分かりやすい情報提供について検討を要請。
- 本年3月にクレジットカード業界としてのリボルビング払いに関する情報提供等について対応策が取りまとめられ、公表された。

【リボルビング払いに関する広報・啓発の具体的な対応策】

- 業界共通事項の設定・実行
 - ・カード利用前（申込時、カード送付時）とカード利用後において説明すべき事項（手数料額、支払期間等）を業界共通事項として設定、各社が実行。
- 日本クレジット協会によるパンフレットの作成
 - ・リボ払いの基礎知識や注意事項等について分かりやすく解説したパンフレットを作成、消費生活センター等に配布。
- 日本クレジット協会のHPの充実
 - ・リボ払いの基礎知識等に関する情報提供及びQ & Aの充実。
- クレジットカード業界と行政関係機関との連携
- 各社の取組状況のレビュー



(参考)「割賦販売小委員会報告書(2015.7)」における記載(P.24)

4. 関係機関との連携等について

また、消費者教育やクレジットカードの商品性の説明等の充実を通じ、オフアス取引を前提としたクレジットカード取引の構造やリスクについて、消費者の理解を得るための取組も必要である。

平成 28 年 4 月 13 日

安全・安心なキャッシュレス社会の実現に向けた
国際ブランドとの協力について意見交換を行いました
～国際ブランドとの連携により悪質加盟店による消費者被害を防止します～

4 月 12 日(火)、国際ブランド各社の日本代表等と住田商務流通保安審議官が、我が国の安全・安心なキャッシュレス社会の実現を目指し、国内外の悪質加盟店の排除等に向けた必要な対応等について意見交換を行いました。

1. 背景

日本の国内消費が横ばいで推移する中であって、クレジットカードの取引高は 2015 年に 50 兆円まで拡大を続けています。

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等に向けて、キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上、インバウンド需要の確実な取り込み、さらに、その大前提となる「安全・安心」なクレジットカード利用環境を実現することは、「日本再興戦略」にも掲げられた重要な課題です。

そのため、安全・安心なキャッシュレス社会の実現に向けて、決済サービスのプラットフォームを構築・提供している国際ブランド各社に対して、クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化、国内外の悪質加盟店の排除に向けた取組及びビッグデータの活用等に関する今後の具体的な協力等について意見交換を行いました。

2. 意見交換の内容

①キャッシュレス化の推進について

今後の更なるキャッシュレス化の推進に向けた課題を共有し、国際ブランドの立場での推進の方向性について意見交換しました。

②クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化について

クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「実行計画」の円滑な実施を推進するため、国際ブランドの役割として、IC対応端末に関する実装テストの運用合理化、諸外国のセキュリティ対策に関する情報提供、IC対応加盟店に関する情報発信等、セキュリティ対策の強化に向けた協力を行うことについて合意しました。

③悪質加盟店の排除に向けた取組について

違法取引等により日本の消費者に対して著しい損害を与える国内外のカード加盟店等を排除するため、国際ブランドと経済産業省の連携により、こうした悪質加盟店等と契約している国外カード会社への是正指導等の必要な対応を行うことについて合意しました。

④クレジットカード産業のビッグデータ活用の推進について

今後拡大が期待されるキャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの活用を促すため、経済産業省が設置した「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」においてまとめられた方向性を踏まえ、今後のビジネス展開や消費統計といった公的分野での活用の可能性について意見交換しました。

【会議に参加した国際ブランド各社】 ※ABC 順

- アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc.
- ダイナースクラブ・インターナショナル
- 株式会社ジェーシービー
- マスターカード
- 銀聯国際日本支社
- ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ

商取引・消費経済政策課長 三浦

担当者:黒須、飯塚

電 話:03-3501-1511(内線 4211)

03-3501-6683(直通)

03-3501-6646(FAX)

商取引監督課長 坂本

担当者: 仙田、北村

電 話:03-3501-1511(内線 4191)

03-3501-2302(直通)

03-3501-6198(FAX)

平成 28 年 3 月 8 日

クレジットカードのリボルビング払いに関する

情報提供について対応策を取りまとめました

～より分かりやすい消費者への情報提供を行います～

経済産業省は、クレジットカードのリボルビング払いの仕組み等について、消費者へより分かりやすい情報提供のあり方について、(一社)日本クレジット協会に検討要請を行い、本日、クレジットカード業界としての対応策が取りまとめられました。

1.背景

リボルビング払いは、カード取扱高の約 7%を占めるまでに成長する一方、消費者相談も増加傾向にあります。

平成 26 年 8 月 26 日付で消費者委員会が行った「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」において、当省に対して、クレジットカード取引に関する消費者教育及び情報提供等の充実に係る措置の実施が求められました。

また、平成 26 年 12 月 26 日に決定・公表された「キャッシュレス化に向けた方策」(内閣官房、金融庁、消費者庁、経済産業省、国土交通省、観光庁)においても、消費者教育の充実によるキャッシュレス決済の適切な使い方等に関する理解の増進を図るため、(一社)日本クレジット協会(以下「協会」という)の取組を継続・発展させることが期待されています。

このため、経済産業省は平成 27 年 2 月 5 日付で、商務流通保安審議官から協会に対して、「クレジットカード取引に関する消費者教育及び情報提供等の充実について」要請文書を発出して、クレジットカード支払いの仕組みや注意点等について、消費者へより分かりやすい情報提供のあり方について検討を要請しました。

これを踏まえ、今般、クレジットカード業界として対応すべき具体的な「対応策」が取りまとめられました。

2.「対応策」の概要

①リボルビング払いに関する分かりやすいパンフレットを協会が作成し、クレジットカード会社や消費生活センター等に配布します。

②協会は、ホームページでのリボルビング払いに関する情報を充実します。

③クレジットカード会社は、(1)カード勧誘時、申込時、(2)カード送付時、(3)カード利用後、の各段階において、消費者に表示・説明すべき共通事項として協会が定めた事項(リボ払いの仕組み、特徴、手数料率等利用にあたっての注意点等)について分かりやすい情報提供を実行します。

④クレジットカードの利用に関する知識等について、より分かりやすく消費者に情報提供するため、経済産業省、協会、クレジットカード会社との連携を強化します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ 商取引監督課長 坂本

担当者：北村、松井(美)

電話：03-3501-1511(内線 4191)

03-3501-2302(直通)

03-3501-6198(FAX)